



ユウブ

2

月号

No.143



仙法志スケートリンク開き（1月14日）

人口と世帯

	前月比
世帯数	1,443
人口	5,778 (-10)
男	2,905 (-2)
女	2,873 (-8)
昭和57年12月末日現在 (住民基本台帳登録人口)	

おもな内容

- 2 …… 議会だより
- 3 …… 老人保健制度が2月1日より変わります
- 4～7 …… 昭和56年度決算の状況
- 8 …… あなたと保健室
- 9 …… 誌上博物館
- 10 …… 除雪作業に協力を
- 11 …… 雪道は安全に走ろう
- 12 …… 税務だより
- 13 …… 31人が晴れて成人に
- 14 …… 戸籍のうごき

交通事故死ゼロ記録 2月1日現在503日

第6回定例町議会

昭和五十七年度一般会計補正予算 など九議案を原案どおり可決

昭和五十七年度第六回利尻町議会定例会は、十二月十五日開かれ十二月十六日閉会されました。

諸般の報告、行政報告が行なわれたあと引き続き一般会計、補正予算など町長提出議案九件及び陳情二件が上程され、審議の結果、陳情一件が継続審議となつたほかはいずれも原案どおり可決されました。

議決された議案の内容は、次のとおりである。

▽昭和五十七年度利尻町一般会計補正予算(第四号)

これは、これまでの予算額に、歳入、歳出共に八千三百万円を追加し、総額二十七億九千三百四十万円とするものです。

歳入の主なもの、地方交付税道支出金、繰入金、諸収入などです。

歳出の主なもの、総務費(財政調整積立金・衛生費・病院費・国民健康保険事業特別会計繰入金)

▽昭和五十七年度簡易水道特別会計補正予算(第一号)

これは、これまでの予算額に、歳入、歳出共に四百八十万円を追加し、総額九千二百五十万円とするものです。

歳入の主なもの、繰越金、諸収入です。

歳出の主なもの、施設費です。

収入です。

歳入の主なもの、繰越金、諸収入です。

歳出の主なもの、施設費です。

▽昭和五十七年度利尻町国民宿舎特別会計補正予算(第二号)

これは、これまでの予算額に、歳入、歳出共に五百九十九万三千円を追加し、総額一億三千九百八十一万九千円とするものである。

歳入の主なもの、繰入金です。

歳出の主なもの、営業費用です。

▽昭和五十七年度利尻町砕石事業特別会計補正予算(第一号)

これは、これまでの業務の予定量に一万八千方を追加し、生産量を十一万三千立方にするに基に、収益的収入に八千四百九十万八千円を追加し、総額四億八千五百七十八万八千円とし、収益的支出に、四千三百六十万一千円を追加し、総額四億四千四百四十八万一千円とするものである。

又、資本的支出の予定額を二百七十七万九千円を補正するものです。

収益的収入は、営業収益です。

収益的収入は、営業収益です。

収益的支出は、特別損失です。資本的支出は、建設改良費です。

▽特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

これは、特別職の給与に関する条例のうち、寒冷地手当の加算分支給について改正したものです。

▽利尻町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

これは、教育長の給与に関する条例のうち、寒冷地手当の加算分支給について改正したものです。

▽利尻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

これは、利尻町職員の給与に関する条例のうち、寒冷地手当の加算分支給について改正したものです。

▽利尻町船揚場設置条例の一部を改正する条例

この条例は、次の三施設が加えられたものです。

名称	位置
富士見町港船揚場	利尻町西形富士見町一〇番地々先海浜地
新湊第四船揚場	利尻町西形字新湊五七番地々先海浜地
御崎船揚場	利尻町法志字御崎六番地々先海浜地

▽昭和五十六年度利尻町各会計歳入歳出決算の認定について

これは、地方自治法の規定により、議会の認定を求めたものです。

一、利尻町一般会計

一、利尻町簡易水道特別会計

一、利尻町国民宿舎特別会計

以上

以上の会計が決算特別委員会に附託され、議員全員による決算審査特別委員会で審査の結果、これを認定すべきものと決定、本会議で委員長報告のとおり認定されました。(内容別掲)

▽陳情第一号

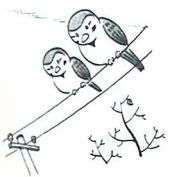
人事院勧告と仲裁々定の完全実施を求める陳情について

この陳情については、総務常任委員会に附託され閉会中の継続審査となりました。

▽陳情第二号

市町村社会福祉協議会の法制化に関する陳情について

原案どおり可決しました。



老人保健制度が

二月一日からスタートします

(民生課保健係よりお知らせ)

老人保健法	
健康手帳	
住所
氏名

老人保健制度のあらまし

①目的

「すこやかな老後」をめざし、老後の健康保持と医療の確保をはかるため、予防から治療、機能訓練までの事業を総合的に行うとともに、必要な費用を国民が負担することを目的としています。

②実施事業

「医療給付」「保健事業」の二本立てで、各市町村が窓口となって実施します。

①医療給付

七十歳以上(六十五歳以上の寝たきり老人を含む)の人を対象に医療の給付を行います。

②保健事業

四十歳以上の人を対象に

1 健康教育
2 健康相談
3 健康診断
4 機能訓練
5 訪問指導
6 その他の各事業

壮年期からの疾病予防とりは

③一部負担金

医療を受けるとき、患者は、窓口へ健康手帳を提出して次の一部負担金を支払います。

◎外来：初診または再診、さらに同一疾病か否かに関係なく、同一医療機関で医療を受ける際に

月の最初の受診のとき一回四〇〇円を毎月支払います

◎入院：同一疾病であるか否かにかかわらず、一日三〇〇円を最初に入院した日から二カ月間を限度に支払います。

支払いが困難なときは減免措置が設けられています。

◎費用の負担

④医療に要する費用は次の割合で負担します。

国.....二〇%

都道府県.....五%

市町村.....五%

保険者(共済組合).....七〇%

⑤保健事業

国.....三分の一
都道府県.....三分の一
市町村.....三分の一

尚、詳しい内容等については、役場民生課保健係又は仙法志支所に問い合わせ下さい。

健康手帳の交付は、医療保健各制度の加入者のうち

①七〇歳以上の老人

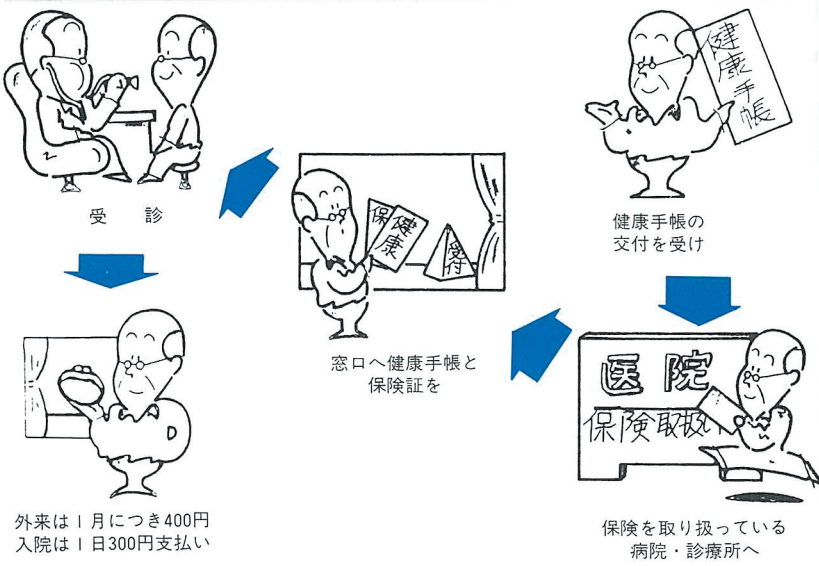
②六十五歳以上七〇歳未満のねたきり老人

③四〇歳〜六十九歳までの希望者、又は、必要と認められた者

これらの該当者は、役場に届出をして、それに基づいて健康手帳を交付します。

(尚、現在、該当されている方は役場より、健康手帳が交付されますので、届出の手続きは必要ありません)

医療を受けるため



外来は1月につき400円
入院は1日300円支払い

町の台所

十二月の定例議会で、昭和五十六年度の決算が認定されました。みなさんが納めた税金や、国道からの交付金や借入金などによっていろいろ事業を行っていますが、「町税が一億三千万円ほどしかないのに、何十億円もの仕事ができるという町の台所はどんな具合なのか」という疑問も聞かれます。

私たちの町の「台所」が一体どのような中身になっているか、Iをみなさんに図表であらましをお知らせします。

まし

1人当りの町税負担額



22,118円
(55年度17,422円)

1世帯当りの町税負担額



89,751円
(55年度71,842円)

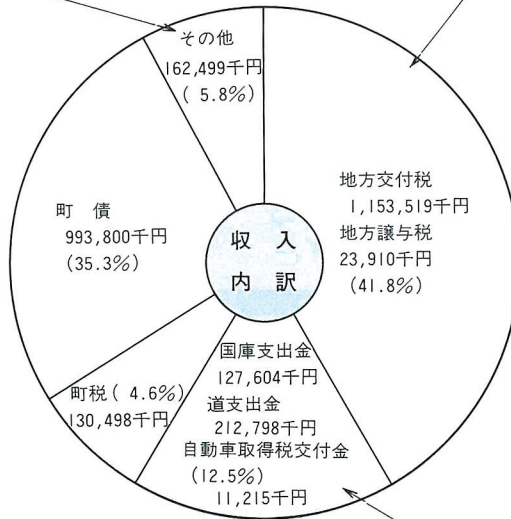
収入の状況

本町の一般会計で昭和五十六年度に入ったお金は、総額二十八億一千五百八十四万三千円となっております。この収入の内容を表にしたのが下の円グラフです。

この図表でもわかるように、町の「台所」をまかなう財源の中で一番大きなものは地方交付税で、これは毎年変わらず、町税をはじめ国庫、道支出金や町債はその年によって順位が異なります。

- ・分担金及び負担金 9,124千円
- ・使用料及び手数料 18,424千円
- ・財産収入 15,939千円
- ・寄附金 2,335千円
- ・繰入金 52,000千円
- ・繰越金 33,379千円
- ・諸収入 31,298千円

▼繰入金
砕石事業会計からの繰入金です
寄附金
故能越甚作氏胸像建立資金
仙法志中学校図書購入費の
寄附金です



▼地方交付税は(町)が一定水準のしごとをしていくのに必要なお金を、自治体自身の収入だけでまかなわれない分を国が町に交付はしてくれるお金です。

▼地方譲与税は国税として国が徴収し、その一部を町に配分してくれるもので、国税の地方道路税(揮発油に含まれる税金)と自動車重量税の一部が町道の延長および面積に按分して町に入るお金です。

町民税	78,626千円
固定資産税	26,489千円
軽自動車税	348千円
たばこ消費税	19,011千円
電気税	6,024千円

(町の「台所」収入で根幹になる町税は昭和56年度では、総収入の4.6%となっております。)

▼国庫支出金及び道支出金は町の特別な事務事業の財源にあてられるため交付されるお金です。

▼自動車取得税交付金は道税の自動車取得税の一部を町道の延長および面積に按分して交付されるお金です。

昭和56年度決算報告(一般会計)

収入 2,815,843千円 支出 2,758,979千円 のあら

1人当りの支出額



46,762円
(55年度33,382円)

1世帯当りの支出額

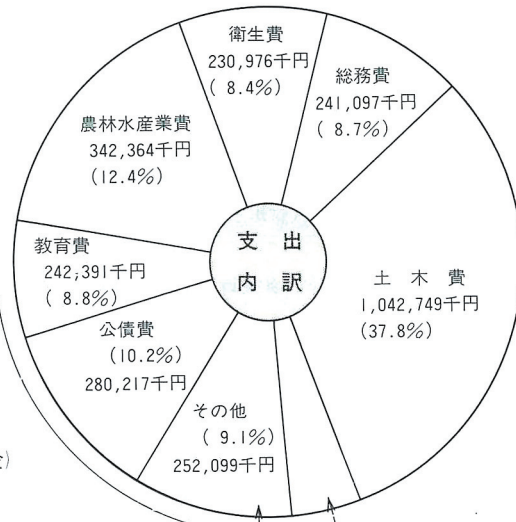


1,897千円
(55年度 1,376千円)

本町の一般会計で昭和五十六年度に使われたお金は「総額二十七億五千八百九十七万九千円」となり、その内容は図表のとおりです。
特にこの中で、水産振興関係が二億四千万円を超える支出となつたほか、道路整備事業関係が約一億七千万円、港湾関連整備関係が七億七千二百万円(沓形港湾整備に係る漁業権補償費五億円も含む)、公営住宅整備事業が四千万円、教育施設整備事業に四千四百万円が使われました。

支出の状況

▼下図の性質別の支出内訳は、右図の円グラフをさらに分析して、使われたお金はどのような性質に区分されるかを表したものです。
この中で、くらしの豊かな町づくりのための水産振興事業、産業基盤整備や道路などの生活環境づくりと、人づくりのため各種教育施設整備などに、使われた。投資的なお金が全体の四八・五％となつております。



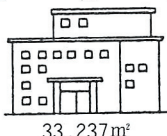

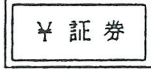
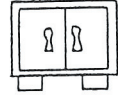


〈性質別の支出内訳〉

投資及び出資金	(病院などへの出資金) 7,185千円 (0.3%)
貸付金	(商工業者、農業者などに対する貸付金) 22,440千円 (0.8%)
繰出金	(水道、国民宿舎への繰出金) 32,896千円 (1.2%)
維持補修費	(各種施設や道路などの維持補修で除雪経費も含む) 42,905千円 (1.6%)
公債費	(町債の元利償還金や一時借入金の利子など) 280,209千円 (10.1%)
物件費	(賃金、旅費、一般消耗品と備品の購入費、郵便料、電話代、光熱水費など) 198,100千円 (7.2%)
人件費	(議員の歳費、特別職や町職員給料等、各種委員等の報酬など) 388,193千円 (14.1%)
扶助費、補助費	(老人医療費、児童手当など病院、各種団体への補助金や交付金各種保険料、各種会費や謝礼など) 448,108千円 (16.2%)
普通建設事業費	(各種建設事業費や用地購入費など) 1,338,943千円 (48.5%)

衛生費	230,976千円 (8.4%)
総務費	241,097千円 (8.7%)
農林水産業費	342,364千円 (12.4%)
教育費	242,391千円 (8.8%)
公債費	280,217千円 (10.2%)
その他	252,099千円 (9.1%)
土木費	1,042,749千円 (37.8%)
民生費	127,086千円 (4.6%)
議会費	45,775千円 (1.7%)
商工費	84,432千円 (3.1%)
消防費	119,892千円 (4.3%)
諸支出金	2,000千円

■町有財産の状況

土 地 が  2,475,449㎡	山 林 が  4,611,750㎡	建 物 が  33,237㎡
車 両 が  31台	証券その他の権利が  13,494千円	基 金 が  51,370千円

■有価証券や出資金などの状況

▼ 有 価 証 券 株 券 7,114千円 社 債 40千円	財団法人日本離島センター 1,899千円 北海道市町村職員福祉協会 1,000千円 北海道農業信用基金協会 300千円 北海道国民健康保険団体連合会 266千円 北海道農業開発協会 200千円 北海道私学振興基金協会 75千円
▼ 出 資 金 北海道漁業信用基金協会 2,600千円	

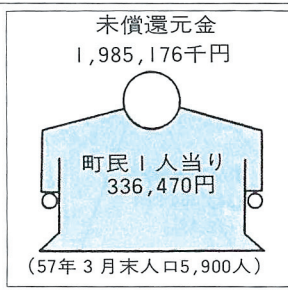
町が保有している財産は

町が保有している財産は、積立金(基金)のほかに、町有地や町有林、それに学校、役場庁舎、町民センター、研修センター、公民館などといった町有施設と福祉バスや乗用車などの車両があります。これらの財産の内容は別表のとおりです。

このほか、有価証券が七百一十五万四千円、出資金は、六百三十四万円となっています。

(この保有財産の数字は昭和五十七年三月三十一日現在のものです)

▽町債の状況



町債は毎年計画的に返済56年現在高は約二十億円度末

▼町政は、町が大きな事業をする場合に国や金融機関などから長期の借入金をもって財源とする。この借入れを、『起債』とよんでいる。

その元金や利子は計画的に返して、健全財政を維持しながら借り入れしています。

特別会計の概要

昭和56年度利尻町国民健康保険事業特別会計決算

(単位千円)

歳 入				歳 出			
区 分	予算額	決算額	増 減	区 分	予算額	決算額	不用額
国民健康保険税	83,912	83,014	△ 898	総 務 費	13,643	13,448	195
一部負担金	1	0	△ 1	保険給付費	235,727	234,461	1,266
使用料及び手数料	20	12	△ 8	基金積立金	702	702	8
国庫支出金	152,232	152,953	721	公 債 費	132	0	132
道 支 出 金	50	48	△ 2	諸 支 出 金	4,028	4,028	0
財 産 取 入	550	705	155	予 備 費	848	0	848
繰 入 金	13,000	13,000	0				
繰 越 金	4,950	4,951	1				
諸 収 入	365	360	△ 5				
計	255,080	255,043	△ 37	計	255,080	252,639	2,441

歳入歳出差引残額 2,404千円

特定多数の受益者の人たちが利用し負担する国民健康保険や水道国民宿舎の会計は、本町の一般会計とは別に特別会計で行われています。

これらの特別会計の昭和56年度の概要は別表のとおりです。

昭和56年度利尻町国民宿舎特別会計決算

(単位千円)

歳 入				歳 出			
区 分	予算額	決算額	増 減	区 分	予算額	決算額	不用額
国民宿舎事業収入	91,111	95,321	4,210	国民宿舎事業費用	114,983	114,699	284
繰 入 金	37,714	21,396	△ 16,318	繰上充用金	13,396	13,396	0
				予 備 費	446	0	446
計	128,825	116,717	△ 12,108	計	128,825	128,095	730

歳入歳出差引不足額 11,378千円
翌年度歳入繰上充用金 11,378千円

昭和56年度利尻町簡易水道特別会計決算

(単位千円)

歳 入				歳 出			
区 分	予算額	決算額	増 減	区 分	予算額	決算額	不用額
使用料及び手数料	36,708	38,080	1,372	総 務 費	15,499	15,399	100
国庫支出金	16,655	16,655	0	施 設 費	103,640	103,536	104
繰 入 金	7,500	7,500	0	公 債 費	19,328	17,779	1,549
繰 越 金	1,277	1,278	1	予 備 費	184	0	184
諸 収 入	29,811	32,474	2,663				
町 債	46,700	46,600	△ 100				
計	138,651	142,587	3,936	計	138,651	136,714	1,937

歳入歳出差引残額 5,873千円

昭和56年度

歳出の主な事業費

(事業費200万円以上掲載)

(総務費)

- テレビ難視聴共同受信施設改修事業 2,964千円
- 栄浜自治会館増築事業補助 3,387 "
- 故峯形村長能越甚作胸像建立事業 3,858 "

(商工費)

- 見返台岡地展望休憩舎及び遊歩道建設事業 10,350 "

(農林水産業費)

- 町有林造林事業 3,370 "
- 小規模治山事業 4,100 "
- 経営林道蘭泊線開設事業 12,682 "
- 富士見町船揚場整備事業 5,300 "
- 政治船揚場整備事業 5,200 "
- 第2神居船揚場整備事業 3,090 "
- アワビ中間育成事業 7,050 "
- 栽培漁業センターウニ人工採苗事業 11,550 "
- 大型増殖団地パイロット事業 14,795 "
- 幼稚仔造成事業 8,122 "
- ウニ・アワビ礁設置事業 8,025 "
- 岩礁爆破事業 4,375 "
- 投石事業 22,750 "
- チェン振施設々置事業 9,000 "
- 昆布養殖施設々置事業 63,448 "
- チェン振雑草駆除事業 4,860 "
- 並型魚礁設置事業 6,050 "
- 漁船漁業用作業保管施設々置事業 37,520 "
- 増養殖用作業保管施設々置事業 8,800 "
- 燃油等補給施設購入事業 3,130 "
- 昆布洗浄機購入事業 3,375 "
- 仙法志地区斜路新設工事 3,000 "
- 仙法志漁港捲揚施設整備工事 4,500 "
- 新湊漁港捲揚施設整備工事 4,495 "

(土木費)

- 市街10号線道路舗装 3,700 "
 - 市街北浜東1条通舗装 3,800 "
 - 市街11号線道路改良舗装 11,986 "
 - 富野線道路改良 16,235 "
 - 利尻登山線舗装 21,000 "
 - 本町山の外線道路改良舗装 8,200 "
 - 市街側溝(巻込部)改良 4,100 "
 - 長浜地区道路舗装 2,050 "
 - 御崎地区側溝新設 2,600 "
 - 臨港第1道路側溝改修 3,250 "
 - 新湊海岸線道路改良 30,728 "
 - 新湊海岸線特殊改良4種事業 17,000 "
 - 富野線道路特殊改良1種事業 21,100 "
 - 防雪柵設置事業 5,950 "
 - 除雪用ダンプトラック購入事業 8,975 "
 - 日の出線測量調査 2,110 "
 - 沓形港上屋(旅客)新築事業 191,880 "
 - 沓形港上屋(旅客)設計管理委託 6,000 "
 - 沓形港駐車場用地舗装事業 28,831 "
 - 日の出地先砂浚渫事業 5,700 "
 - 国直轄港湾整備事業管理者負担金 28,461 "
 - 代替漁場造成事業負担金 5,000 "
 - 沓形港整備漁業権補償 500,000 "
 - 第2種公営住宅新築事業 31,551 "
 - 公営住宅敷地整備事業 2,400 "
- (教育費)
- 沓中油暖房設備新設事業 6,300 "
 - 仙中教員住宅新築事業 5,745 "
 - 運動公園用地購入事業 28,185 "



▲故峯形村長能越甚作氏胸像建立事業



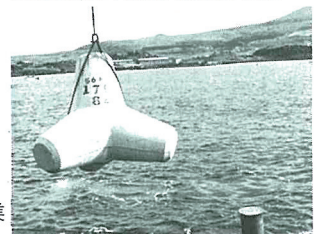
▲経営林道蘭泊線開設事業



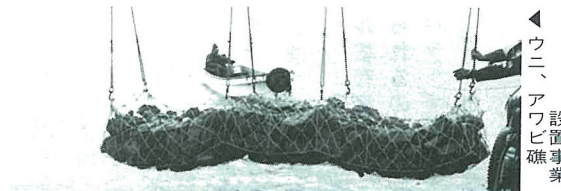
▲富士見町船揚場整備事業



▲昆布養殖施設々置事業



▲大型増殖団地パイロット事業



◀ウニ、アワビ礁設置事業



◀並型魚礁設置事業



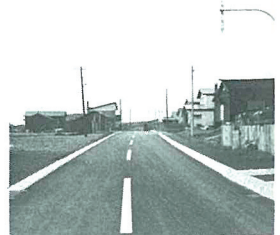
▲除雪用ダンプ購入事業



▲国直轄港湾整備事業



▲沓形港上屋(旅客)新築事業



▲新湊海岸線特殊改良4種事業

あなたと保健室

健康生活10の知恵 その7

酒を10年間、毎日3合づつ
飲み続けるとアルコールになる!?

—アルコール中毒とは—

文字どおりに考えるとアルコールという毒にあたった状態がアルコール中毒で、次の二通りがあります。

急性アルコール中毒：軽症から重症までであるが、**酩酊**状態に分ける。

慢性アルコール中毒：アルコール性肝炎などの慢性臓器障害

さて、これら二つのものは世間で指している「アル中」とはいえないでしょう。

適当な時に、適当な場所で、適当な量を飲んでいる人であれば、めいていたり、多少肝臓を痛めたりしていてもアル中とはいわれません。逆にいうと、飲酒の時、場所、量などの「決まり」が守れないで、コントロールを失ってしまいがちな人が、アル中というこ

とになります。最近では、こうしたコントロールを欠いた飲酒のしかたを「アルコール依存症」と



呼び、毒にあたった状態を意味する「アルコール中毒」とは区別して用いるようになっていきます。そこで、ここでは「アル中」を「アルコール依存症」として話します。

—安定的嗜癖—

さて、「三合を十年間飲み続けている人」の場合ですが、清酒三合という決まった量を毎日きちんと守っていられる人であれば、飲酒に関してコントロールがきいているわけですから、アルコール依存症とはいえません。

むしろ、その前段階の「安定的嗜癖」と呼ばれる時期にあたり、飲酒と体調との間に一種のバランスがとれた状態です。ですから、何らかの形でバランスが崩れるような条件が加われば、病的な現象が露出してきます。例えば、骨折し



て病院に運びこまれたりすると、その日から酒が飲めないわけですから、一定量の酒が体内に入ることによって保たれていた体調が崩れて、不眠、寝汗、発熱、手のふるえなどの症状が現われてきます。

こうした症状はからだだが酒のない状態に順応してくるにいたが二三日中に取れてしまいますが、ほとんどの酒飲みはこの段階で飲酒をあきらめようとせず、再び大量の常習飲酒を続け、そのうち一部の人が次の段階、つまり「アルコール依存症」にまで進んでしまうのです。

—なぜアルコール依存症が

作られるのか—

安定的嗜癖のバランスを崩す、最大の要因は「酒に対する強さ（耐性）」の変化です。毎日飲酒し

ている人は酒に対する耐性（酔う

までの量）が徐々に上昇し、青壮年期を通じて大体同じ水準を保ち、初老から老年期にかけてかなり急激に低下してきます。一方、からだの方は青壮年期の大量飲酒に順応していますから、少量の酒では満足せず、手指のふるえや発汗、不眠などの禁断症状をおこしてきます。そこで、かつて飲めた量まで飲もうとすると、今度は泥酔してしまい、こうして禁断症状と泥酔をくり返す「アル中」の姿ができて上がるわけです。

耐性の低下は加齢だけでなく、胃切除術や肝障害などでも生じてきます。酒を飲みすぎて胃を切ったり、肝臓を痛めたりした場合には、若い人でも耐性の急激な低下をきたしますから、先に述べたと同様のことが起こってきます。

つまり、少量の酒で酔ってしまうが、身体は禁断症状をおこすので泥酔する迄飲む。これが、時、場所を選ばないで飲むようになるので一日中飲むようになる。

この苦しみから脱するには、酒を完全に絶つしかありませんが、このように飲酒に対して自由を失うことがないように注意しましょう。

保健婦 平野・記

誌上博物館(三)

◎利尻の海

一 利尻の海を知ろう(四)

◎海の生物

いろいろなさかな(一)

利尻は北海道本島と同じく水産業が母体となつて発展をとげ、今日に続いてきました。

したがって、私たちの日常生活ではさかんに接することが非常に多くありますが、なかなか正確な知識をもちあわせていない場合が多くあります。

古代から、人間は蛋白源をさかなにもとめ、食用としてきました。が、趣味としての釣りも年々盛んになるなど、さかなが食生活にまつて不可欠なものであるだけでなく、さかなに対する親しみもさうとう深いものがあります。

さかなは、本来は魚類ではないが、一般に魚類として取扱われる凹口類(ヤツメウナギの類)を含めると大きく、凹口綱と魚綱に分けられます。

凹口綱はスタウナギ科・ヤツメウナギ科に細別され、魚綱は板鰓亜綱・全頭亜綱・硬鱗亜綱・硬骨

亜綱にそれぞれ分けられます。

板鰓亜綱は内部の骨格が軟骨からなり、うろこは楯鱗型をしており、サメ・エイ類が含まれます。

全頭亜綱は、骨格が板鰓亜綱と同じく軟骨からなるので、板鰓類とあわせて、軟骨魚類と呼ばれています。この仲間には、ほとんど深

海に住むさかなで、ギンザメ類が含まれます。

硬鱗亜綱も骨は大部分が軟骨でできており、多少硬骨化しているところもあることから、硬骨類にまとめられています。チョウザメ類が含まれます。

硬骨類は、骨が主に硬骨からなり、現在の魚類の大部分を含みます。ニシン・コイ・フグ・カジカ

カレイ・トラなどを含みます。このように、さかなは大きく2綱4亜綱に分類され、さらに、それぞれに細分化されます。

また、さかなは、体型などによつてもいろいろに区別されます。

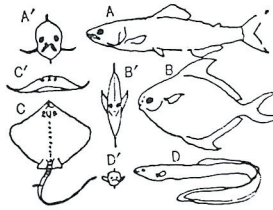
○ 体型による区別

1 紡錘型：カツオ・マグロに代表され、さかなのもつとも一般的な型をなすものです。

2 側扁型：体高が高く、左右から圧せられた形のもので、マグイ、ヒラメ類などを含みます。

3 縦扁型：上下から圧せられたもつとで、エイ類やアンコオ類が属します。

4 延長型：細長い体型をしたもつとで、ウナギ、タチウオが属します。



〈魚類の主要体型〉
AA' 基本型 (アユ、ツオ)
BB' 側扁型 (マカサキ)
CC' 縦扁型 (エイ)
DD' 延長型 (ウナギ)

○ 尾びれの区別

1 原正型

2 歪型

3 正型

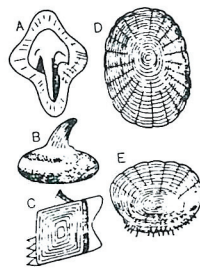
○ うろこの区別

1 楯鱗：うろこの発生上からも構造上からも歯と同

一のもので、敷石状にならんでいます。サメ(A)・エイ(B)類に見られる。

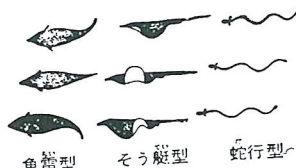
2 硬鱗：斜方形の板状をしており、敷石状にならんでいます。(C)

3 骨鱗：硬骨質のもので、凹口と楯鱗の2種類あります。凹口(D)はなめらかで、楯鱗(E)は外表面に小棘があります。



〈うろこのいろいろ〉

1 魚雷型：体は紡錘状で、体の大部分はほとんど屈



〈泳ぎ方のいろいろ〉

伸せず、尾びれと体の後端部を左右にふるだけである。マグロ・カツオ類

2 漕艇型：主として胸びれによって水を後方に押し進める。エイ類

3 蛇行型：延長型の魚にみられ、長い体を左右にいくども屈伸して前進する。ウナギ類

このように、さかなはいろいろな角度からいろいろな区別の仕方があります。

今回は、利尻にすむ私たちと身近にあるさかなについて紹介します。

(参考文献：標準原色図鑑全集)

4 魚 蒲原稔治

著 保育社)

もっています。

除雪作業に協力を

いよいよ本格的な雪とのたたかいがおとつれました。前月号(一月)にも掲載いたしましたが、町・土現では万全の体制で除雪作業を行っておりますが、住民のみなさんご協力なしでは、スムーズな除雪作業もできません。

除雪作業に一番支障をきたすのは「路上駐車」です。皆さんのご協力をお願いいたします。

愛車は車庫へ

◎夜間の路上駐車は、その地域の路上の全部が除雪できなくなり、みんなの迷惑です。

◎火災、救急等の災害時には消防車、救急車も入れないという大変な事態が発生します。

◎駐車可能な路線であっても、夕方から早朝の除雪時間帯には、愛車は車庫に納めるようお願いいたします。

◎交通事故の原因にもなります。

夜間の路上駐車はやめて!



路上障害物の整理を

◎歩道や道路わきに除雪の障害となるもの(木片、ドラムかんなど)を置かれますと、除雪車はねとばして、建物や人に危害を与えるばかりでなく、ロータリー車の羽根をいためますので置かないようご協力をお願いいたします。

(除雪車には子供を近づかせないで下さい)

◎除雪で出入口をふさぐこともありますが、この雪を再び車道に投げないようにしてください。

◎道路わきで子どものスキー、ソリ遊びは絶対させないで下さい。除雪作業に対しての御意見等は稚内土木現業所利尻出張所、役場建設課又は仙法志支所へお知らせ下さい。

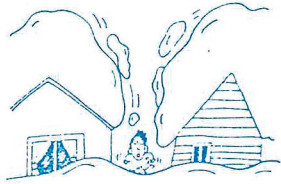
落雪事故に注意を!

気温が上ってきますと、屋根の雪やつらが落ちて通行人がケガをしたり、雪の重みで家がつぶれることもありますので、次のことに注意してみんなで屋根から落ちる雪や氷の事故を防ぎましょう。

◎住宅や自分が管理する事務所、倉庫などの屋根の雪やつらら、雪止めの状態を点検し、危険だと思われるときは早めに雪おろしをしましょう。

◎近所で危険な屋根の雪やつららを発見したときは、その家の人に知らせるなど、お互いに注意し合いましょう。

◎落雪等のおそれのある軒下など



で「遊んでいる子供」を見かけたときは、安全な場所で遊ぶよう声をかけ、注意をしたり、移動したりしましょう。

◎屋根の雪おろしをするときは、転落を防止するため必ず命綱をつけ、雪を落とす場所には人が近づかないよう監視人を置くなど、事故防止に気をつけましょう。

◎ふだんから避難路の確保もおきましょう。



たばこは町内で買いましょう。

- ご旅行や用務で町外に出るときは町内で買っていきましょう。
- たばこの消費税は町の大きな財源になっております。



たばこの消費税は暮らしの中に生かされています。

雪道は安全に走ろう

日、一日と寒さが増す今日この頃、吹雪、凍結などにより交通環境が悪化し、交通事故が多発する時期です。

運転者も歩行者も「すべる」ことを忘れずお互いにつきのことを守りましょう。

▽スピードダウン運転を！

▽車間距離を十分に！

▽ライトは、早め、早めの点灯を！

▽シートベルトの着用を！

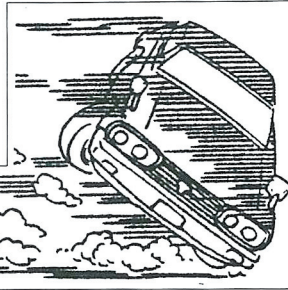
▽車の放置はみんなの迷惑！

▽急ハンドル、急ブレーキは事故のもと！

▽吹雪の場合は無理しない！



シートベルトはあなたを事故から守ってくれます。必ずしましょう。



冬の道路前線 赤信号

◎車から離れるときは必ずエンジンキーを抜き、ドアロックを！
最近、エンジンキーをつけたまま、又、ドアロックをしていない車が見受けられます。車の中から盗んで下さいと誘発しているようなものです。盗難、事故につながり大変危険です。運転者自身のモラルを！

国民年金だより

勤務をやめた人は

国民年金に加入しましょう

国民年金は、農業・漁業・商業などの自営業の人、サービス業などの人とその家族のための年金制度です。加入者が歳をとったり、障害者となったり、母子世帯になったときに年金を支給し生活の安定を図ることを目的としています。

二十歳から五十九歳までの人で厚生年金などの被用者年金に加入していない人は、必ず国民年金に

『沓形中・佐孝君』入選

明るい選挙啓発ポスター

明るい選挙をテーマにした選挙啓発ポスター作品募集が道選管連合会などの主催により行なわれ、当町より出品していた沓形中学校二年・佐孝 保君の作品が地方審査に入選しました。

これは、私たちの生活を豊かたのしいものとするためには、明るくきれいな選挙によって、政治をりっぱなものにしなければなりません。そこで、心身ともに清く正しい児童・生徒を対象に明るい選挙をテーマとしたポスターを募集したもので、当町から地方審査



利尻町立沓形中学校 2年 佐孝 保

利尻町選挙管理委員会
利尻町明るい選挙推進協議会

(幸道)に出品していた二点のうち佐孝君の作品が全道八人の中に、宗谷管内からただ一人入選したものです。
去る十二月二十三日沓形中学校に於いて、木村町選管委員長から佐孝 保君に表彰状と記念品が伝達されました。

加入しなければならぬことになっていきます。会社を退職されたあなたが厚生年金などに加入していなければ国民年金に加入しなければなりませんので、役場で加入の手続きを行ってください。
また、国民年金の保険料の額は月額五、三〇〇円となっています。保険料を納めたくても、経済的な理由で納められない人に、保険料の納付を免除される制度があります。

国民年金のことについてくわしいことは、役場または、最寄りの社会保険事務所におたずねください。

交通事故死 0 目標700日

達成日 昭和58年 8月17日

スピード・ダウンで安全運転を

利尻町交通安全推進協議会

税 務 だ よ り

所得税法並びに地方税法の規定に基づき、毎年二月十六日から三月十五日までを法定申告期間として全国一斉に申告事務、納税相談が行われます。

当町においても、次の日程により各自治会、各納税貯蓄組合へ税務職員が参りまして、申告受付事務、納税相談を実施いたしますので当日は最寄りの会場へ必ずおいでのうえ、申告を済ませますようお願いいたします。

この申告は、必ず期限内に申告をしなければならぬことになっており無申告や期間が遅れると特典控除が認められなくなり、罰則を受ける事になります。

ご主人が出稼に出て留守の方でも配偶者や責任者の方は是非おいで下さい。

どうしても申告の出来ない方は申告書を主人に送って書いてもらって期間内に役場税務係に提出願います。なお、申告書用紙は当日会場で配付いたしますので当日は、次の書類を必ず御持参下さい。

(1) 漁業者の方は、販売物の精算書並びに油代や船外機、魚兵類の買入れ修繕等の領収書

(2) 宮庶業の方は、仕入書や経費の明細書等

(3) 印鑑及び国民健康保険証

(4) 生命保険掛金の領収書又は、その証明書、火災保険の領収書、医療費控除該当者はその診療等の領収書、雑掃控除該当者はその明細書並びに見積金類書等

(5) 出稼者等給与所得のある方は、会社からの源泉徴収票等必要です。

昭和58年度町道民税申告受付相談日程表

(所得税、事業税)

▽仙法志地区

仙法志地区

受付巡回月日	申告会場・時間	申告会場・時間
2月16日	御崎地区 9:30~12:00 御崎自治会館	元村地区 13:30~16:00 元村自治会館
17日	政治泊地区 9:30~12:00 政治泊自治会館	神磯地区 13:30~16:00 神磯自治会館
18日	長浜地区 9:30~12:00 長浜自治会館	久連地区 13:30~16:00 久連自治会館
19日	仙法志本町1地区 9:30~12:00 公民館	
21日	仙法志本町2地区 9:30~12:00 公民館	当日部落で申告できなかった方 13:30~16:00 公民館

▽沓形地区

沓形地区

受付巡回月日	申告会場・時間	申告会場・時間
2月22日	蘭泊地区 9:30~12:00 蘭泊自治会館	神居1地区 13:30~16:00 神居1自治会館
23日	神居2地区 9:30~12:00 神居2自治会館	泉町1地区 13:30~16:00 泉町自治会館
24日	泉町2地区 9:30~12:00 泉町自治会館	泉町3・4地区 13:30~16:00 泉町自治会館
25日	富士見町・港町地区 所得税申告相談 9:30~16:00	商工会館
26日	本町地区一円 営業者所得税申告相談 9:30~16:00	
28日	所得税還付申告相談 9:30~16:00	商工会館
3月1日	緑町1地区 9:30~12:00 保健福祉館	緑町2地区 13:30~16:00 保健福祉館
2日	緑町1地区 9:30~12:00 保健福祉館	日出町2地区 13:30~16:00 保健福祉館
3日	種富町1地区 9:30~12:00 種富町第1自治会館	種富町2地区 13:30~16:00 種富町自治会館
4日	種富町3地区 9:30~12:00 種富町自治会館	新湊1地区 13:30~16:00 新湊自治会館
5日	新湊2地区 9:30~12:00 新湊自治会館	
7日	新湊3地区 9:30~12:00 新湊自治会館	新湊4地区 13:30~16:00 新湊自治会館
8日	栄浜地区 9:30~12:00 栄浜自治会館	当日部落で都合で申告できなかった方 13:30~16:00 保健福祉館
9・10日	当日部落で都合で申告できなかった方 9:30~16:00	保健福祉館 (給与者医療費等還付申告)

申告書の提出期限は **3月15日** です



決意を新たに



31人が晴れて成人に



社会人として

20歳になったみなさん、今日から一人前の大人として、また一人の社会人として新しい門出です。

利尻町で今年成人を迎えた人は31名この内4名のかたがたに抱負を語っていただきました。

福井由美子さん
—種富町—



成人を迎えた事で、自分の翼を持った反面、翔く空を狭められた思いがします。
他人との関わりの中で、自分を見つけて、生きて行くべき道を切り開いて行く、それにはまず、他人の言葉を素直に聞き、受け入れられるだけの柔和な精神を持ちたいと

何事にも
挑戦と努力

二十歳という年齢を迎えた事で、安易に成人となったと思うことなく、大人への第一歩を踏み出したのだと考え、これから突き当るであろう、数多くの障害にも、自らを見つめ直し、困難に向かって努力して行きたいと思えます。

三上外信さん
—泉町—



成人式を迎え、大人の仲間入りをし、大人としての自覚を持ち、社会を構成している一人として、責任ある行動がとれるように、努力したいと思えます。
皆さんの良きアドバイスで、より大きな人間として、たくましい心を持ち、色々な面で社会へ飛躍

今こそ
たくましい心を



したいと思えます。

能村勝洋さん
—新湊—



「20歳」今までほとんど気にしてなかった「20歳」という言葉が、成人式を迎え、一人の社会人として、一人の大人として生きて行かなければならないと思うと、「20歳」という言葉に重みを感じます。
20歳になって思うことは、自分の言動や行動の一つ一つに自分自

行動や言動に
責任を

身に、責任をもたなければならぬ事又、20歳にならなければ与えられない選挙権を有義なものにするため、もっと政治や社会状況に関心を、持つて行きたいと思えます。
最後に、いつも暖かく見守ってくれた両親、家族、周囲の方々に深く感謝します。

榎引美保子さん
—緑町—



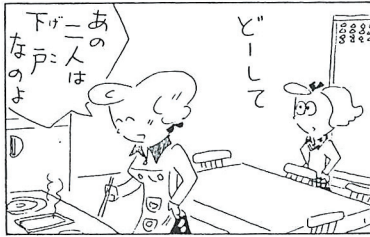
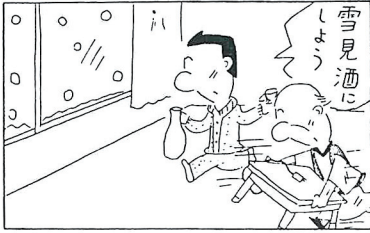
高校を卒業し、社会に出てから二年が過ぎました。今まで周囲に對しても、また自分自身に對してもずいぶん甘えがありました。
でも成人式を迎えてこれからは一人前として扱われます。
まだまだ何事に対しても未熟で半人前の私ですが、二十歳をひとつ

自分に
責任をもって

の区切として、これからの人生、一歩一歩着実に歩んでゆきたいと思えます。自分のすべてのことに對して責任を持ち、早く一人前の大人として認めてもらえるよう努力するつもりですので、皆様これからもよろしくご指導お願いいたします。

さわやか君

西村 宗



氏名 年 齡 住 所
 酒井 タカ 七〇歳 本町%
 奥津 忠孝 八二歳 緑町%
 前田 清 七九歳 政治%



氏 名 住 所
 中川 隆志 神居%
 吉田 美由紀



いつまでも

お幸せに

戸籍の

ごいさぎ

自12月1日 至12月31日

ご厚意に

感謝します

このたび次の方から愛情銀行に
 金一封の預託がありましたので、
 紙上を借りてお礼申し上げます。

沓形字蘭泊 松谷威和様から
 病氣見舞返しを廃して

沓形字泉町 津田 博様から
 病氣見舞返しを廃して

沓形字本町 酒井信造様から
 妻タカ様の香典返しを廃して

(利尻町社会福祉協議会)

ターミナル食堂の経営者募集(お知らせ)

沓形港フェリーターミナル内の
 ターミナル食堂「りしり」に
 て経営者を募集しますので、希望
 者は、2月28日までに



尚、申し込み、又は
 いては、役場農林商工課に
 わせ下さい。
 電話 4-2345

『統一地方選挙』の日程決まる!!

北海道知事選挙

投票日 4月10日
 告示日 3月16日

道議会議員選挙

投票日 4月10日
 告示日 3月29日

利尻町選挙管理委員会
 利尻町明るい選挙推進協議会

“きれいな選挙で明るい利尻”

住民異動届を忘れずに

転入や転出、町内転居をした
 方は、住民基本台帳により、異
 動したその日から十四日以内に
 届出をしなければならないこと

なっています。
 また、修学のために寮や下宿
 などに居住する学生、生徒の住
 所はその寮や下宿などの所在地
 にあることになっています。
 異動届をまだ済ませていない
 方は、役場住民係、仙法志支所
 で転出証明書の交付を受け、現
 住地で異動届の手続きを早急に
 済ませて下さい。

免許証更新時講習会

■二月二十二日(火)
 ■利尻町保健福祉館(沓形)
 ■午後六時三〇分
 ※当日は時間厳守して
 忘れずに受講しましょう。

発行 利尻町役場

編集

住民課広報交通安全係 四二三四五番

印刷 旭川印刷総北海